

技本会会則

(名称)

第1条 本会は、技本会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業
- (2) 会員の慶弔連絡事務
- (3) ホームページの運営
- (4) その他、会員名簿の作成および維持管理

(所在地)

第4条 本会を一般財団法人防衛技術協会（〒113-0033東京都文京区本郷三丁目23-14ショウエイビル9階）内に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会を希望する者であって次の各号に掲げる者とする。この場合において、年齢の基準日は、4月1日とする。

- (1) 一般会員 防衛庁技術研究本部、防衛省技術研究本部又は防衛装備庁に在職した者又は在職中の者（以下「在職経験者」という。）で77歳未満の者
- (2) 名誉会員 在職経験者で77歳以上の者
- (3) 会友 防衛庁又は防衛省に在職した者又は在職中のものであって在職経験者以外の者

(役員及び代表者)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 9名程度

監事 2名程度

2 会の代表者は会長、口座の代表者は会計を担当する理事のうち会長が指名する者とする。

(役員を選任等)

第7条 会長は、原則として技術研究本部長、防衛装備庁長官又は防衛技監の職にあった者の中から、役員会の推薦により総会で選任する。

2 副会長は、原則として副本部長、技術開発官、装備官、研究所長又はセンター所長の職にあった者の中から、会長の推薦により総会で選任する。

3 理事及び監事は、会員の中から、会長の推薦により総会で選任する。

4 会長は、役員（会長を除く。）のいずれかが任期中に欠けたとき（役員が退任を申し出た場合であって役員会が退任がやむを得ないと認めたときを含む。）は、役員会の同意を得て、その任務を代行する者を指名することができる。この場合において、その任期は、指名後初めて開催される総会までの間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長の命を受けて会務を執行する。この場合において、会長は、各理事が分担する会務を指定するものとする。
- 4 監事は、会計の出納、経理および決算を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員の任期は、総会の決議を得て延長又は短縮をすることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、技本会に関する会則の変更等の重要事項について決議する。

- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。
- 3 会長は、必要と認めるとき、および、役員会または会員の3分の1以上の要請があったとき、臨時総会を招集する。
- 4 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、当該年度の前半までに総会を開催することができない相当の理由があると認められる場合は、役員会の同意を得て、郵送による会員の意思確認をもって総会に代えることができる。この場合において、決議は、会員の過半数の意思表示があり、意思表示があった会員の過半数をもって行う。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事および監事をもって構成し、会長が随時招集する。

- 2 役員会は、本会の運営に必要な事項を審議する。

(経費)

第13条 本会の経費は、年度会費（以下「会費」という。）、寄附金及び事業収入をもって支弁する。

- 2 一般会員及び会友の会費は、年度ごとに1,000円とする。この場合において、会費の納入は、原則として郵便振替等により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、新たに入会した一般会員及び会友は、入会した年度の会費についてはその納入を要しない。
- 4 名誉会員については、会費の納入を要しない。
- 5 前項の規定は、77歳以上の会友であって16年度分以上の会費を納入した者について準用する。この場合において、年齢の基準日については、第5条後段の規定を準用する。
- 6 会員は、会費を前納することができる。
- 7 前項の前納をした会員が会員の資格を喪失した場合は、前納された会費のうち喪失した年度後の会費から返金に係る手数料を減額したものを返金するものとする。ただし、会員が事前に返金が不要である旨を明示して前納した場合及び返金に際し返金が不要である旨の申し出があった場合は、返金を行わない。
- 8 総会その他の行事を開催するために必要な経費は、その都度集金する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資格の喪失)

第15条 会員は、次に掲げる事項の一つに該当するときは会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会員が脱会を申し出たとき。
- (3) 会員が会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 会員に会の目的を損なう行為があったと役員会が認めたとき。

付 則

- 1 この会則は、設立総会で審議可決された日（昭和49年11月15日）から発効する。
- 2 昭和50年度の会計年度の始期は、第14条の規定にかかわらず本会の設立の日とする。
- 3 この会則の変更は、総会の決議による。

付 則

- 1 この会則は、平成9年5月29日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、平成13年9月28日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成20年6月3日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成21年6月5日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成23年6月17日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成24年6月22日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成25年6月22日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成26年6月28日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成27年6月27日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成28年6月23日から施行する。

付 則

- 1 会則は、平成29年6月24日から施行する。

付 則

- 1 会則は、令和2年9月1日から施行する。